



# 障がいのあるこどもの支援

## 障がい者医療費助成 (所得制限があります)



### 問 保険医療助成課 TEL 059-229-3158

障がい者が、健康保険を使って医療を受けたときの自己負担相当額を助成します。ただし、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は通院分(1級は全額、2級は2分の1)に限ります。

#### 対象者

身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A1からB1または知能指数50以下の判定を受けた人、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている人で、健康保険に加入している人。

#### 手続き

保険医療助成課、またはお近くの総合支所の市民福祉課(市民課)へ相談してください。

## 障害児福祉手当 (所得制限があります)



### 問 障がい福祉課 TEL 059-229-3157

身体又は精神(知的を含む)に重度の障がいのため日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。ただし、津市中心障害児童福祉年金と併給はできません。

#### 対象者

身体障害者手帳1級及び2級程度、療育手帳A1程度、手帳を持っていないが、それらと同等の障がいの程度の児童。  
(ただし、施設に入所していたり、受け取る方が一定以上の所得があるときは支給されません。また、診断書を基に判定するため対象外となることがあります。)

#### 支給額

月額16,560円(令和8年4月から)

#### 手続き

障がい福祉課、またはお近くの総合支所の市民福祉課(福祉課)へ相談してください。

## 自立支援医療(精神通院医療)



### 問 障がい福祉課 TEL 059-229-3157

精神疾患(てんかんも含む)の治療のために、指定医療機関に通院されている方を対象に、通院医療費が公費にて負担される制度です。

#### 対象者

精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方。

#### 自己負担額

原則1割で、一定の要件により自己負担上限月額が設定されます。

#### 手続き

障がい福祉課、またはお近くの総合支所の市民福祉課(福祉課)へ相談してください。

## 特別児童扶養手当 (所得制限があります)



### 問 障がい福祉課 TEL 059-229-3157

身体又は精神(知的を含む)に障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者又は養育者に支給される手当で、程度により1級と2級があり、手当額が違います。

#### 対象者

身体障害者手帳1級から3級及び4級の一部、療育手帳A及びBの一部、精神障がいのある児童の一部、手帳を持っていないが、それらと同等の障がいの程度の児童。  
(ただし、施設に入所していたり、受け取る方が一定以上の所得があるときは支給されません。また、一部の方は診断書を基に判定するため対象外となることがあります。)

#### 支給額

1級 月額58,450円(令和8年4月から)  
2級 月額38,930円(令和8年4月から)

#### 手続き

障がい福祉課、またはお近くの総合支所の市民福祉課(福祉課)へ相談してください。



障がいのあるこどもの支援

## 津市心身障害児童福祉年金



### 問 障がい福祉課

TEL 059-229-3157

身体又は知的に障がいのある3歳以上20歳未満の児童を在宅で養育している保護者に支給されます。ただし、障害児福祉手当と併給はできません。

#### 対象者

身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A1からB1をお持ちの児童。  
(ただし、施設に入所しているときは支給されません。)

#### 支給額

月額7,000円

#### 手続き

障がい福祉課、またはお近くの総合支所の市民福祉課(福祉課)へ相談してください。

## 自立支援医療(育成医療) (所得制限があります)



### 問 障がい福祉課

TEL 059-229-3157

育成医療は、手術等によって障がいの改善又は確実な治療効果が期待できる場合に必要な自立支援医療費の支給を行う制度です。対象の治療として、口蓋裂、関節形成などがあります。

#### 対象者

18歳未満の身体に障がいのある児童、又は治療を行わないと将来において障がいを残すと認められる疾患がある児童。

#### 自己負担額

医療費の1割が自己負担となりますが、所得により上限額が設定されます。

#### 手続き

障がい福祉課、またはお近くの総合支所の市民福祉課(福祉課)へ相談してください。

## 津市障がい児等生活支援ファイル「はっぴいのーと」のご案内



### 問 障がい福祉課

TEL 059-229-3157

はっぴいのーとは、障がいのある人や支援を必要とする人、ご家族が、生涯にわたり安全で安心な生活を送ることができることを願って作成されました。途切れのないより良い支援が受けられるよう、家族と支援者を結ぶツールとして、ご活用いただけます。

はっぴいのーとの見本は、障がい福祉課、各総合支所市民福祉課(福祉課)の窓口や市内の各学校、幼稚園、認定こども園、保育所等にも設置しています。



## 障害児通所支援を利用するには



### 問 障がい福祉課 TEL 059-229-3157

または各総合支所市民福祉課(福祉課)

TEL P47参照

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を利用するためには、一人ひとりの「障害児支援利用計画」を作成する必要があります。これは、それぞれの生活状況やお困りの内容に合わせて、障害児通所支援を利用していくための計画で、必要があれば見直しを行っていきます。

#### ～利用の流れ～

- 1 申請  
市に対して申請(新規・変更・更新)をします。市の担当者による聞き取りが必要な場合があります。
- 2 作成依頼  
相談支援事業所へ計画の作成を依頼します。
- 3 契約  
相談支援事業所を選んだら契約をします。
- 4 計画案作成  
相談支援事業所の相談支援専門員と一緒に、実際にサービスを提供してくれるサービス事業所を探します。サービス等の利用先や内容が決まったら、相談支援専門員が作成する計画案を確認してサインをします。
- 5 支給決定・利用  
市が計画案を参考に支給決定を行い、受給者証を発行します。サービスの利用を開始します。
- 6 モニタリング  
担当の相談支援専門員がサービス等利用計画の定期的な見直しを行います。計画を変更したい時はいつでも変更することができます。



## 『つながるハンドブック』など

☎ 障がい福祉課 TEL 059-229-3157  
または各総合支所市民福祉課(福祉課)  
TEL P47参照

障がい福祉課では、こどもの成長・発達に心配がある時、障がいがあると分かった時などに活用していただけるように相談や支援機関を1冊にまとめた『つながるハンドブック』、障がいのある方への支援を詳しく紹介する『障がい福祉のてびき』を作成しています。



「つながるハンドブック」



「障がい福祉のてびき」

## 津市児童発達支援センター 「つうぽっぽ」



☎ 津市児童発達支援センター  
TEL 059-271-8080

こども家庭センター TEL 059-229-3374  
障がい福祉課 TEL ☎059-229-3157  
または各総合支所市民福祉課(福祉課)  
TEL P47参照

心身や言語、運動発達に心配のある就学前のこどもの状況に合わせて、指導や訓練を行う通所施設です。利用には、障がい福祉課で通所給付決定を受ける必要があります。(満3歳になって初めての4月1日から小学校就学までの3年間は無償化の対象となります。)

また、障害児支援利用計画を立てるための計画相談も行います。

詳しくは上記までお問い合わせください。

### 開所時間

月曜日～金曜日 8:30～17:15

※児童発達支援センターの他、民間の児童発達支援事業所及び障害児相談支援事業所が市内各所にあります。



障がいのあるこどもの支援

### 発見!

## わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょ。

### 段差のないUDブロック

段差がないから  
安全に歩ける



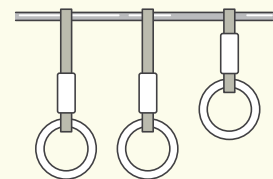
杖を持った方や車椅子・ベビーカーもスムーズな通行ができます。

### 路面誘導サイン



車いすの方や子どもの低い目線でも見やすいように歩道に設置。

### 高さの違うつり革



身長の高低に合わせて使える高さの違うつり革。

